

岡山・倉敷地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月
岡山県

※ 本計画は、岡山・倉敷地域公害防止計画（案）において、その一部（第4章岡山・倉敷地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

岡山・倉敷地域公害防止対策事業計画

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。)第2条の2第1項に基づき、岡山・倉敷地域公害防止計画において、地方公共団体が岡山市、倉敷市、玉野市、早島町において実施する同項に規定する事業に関する岡山・倉敷地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、岡山・倉敷地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 児島湖流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
岡山県

ウ 実施場所
玉野市(児島湖流域下水道浄化センター)

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係
児島湖の汚濁負荷量の削減のため、児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、児島湖流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、児島湖の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(2) 岡山市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体
岡山市

ウ 実施場所
岡山市(岡東浄化センター及び吉井川浄化センター)

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

児島湾の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画を踏まえ、児島湾海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、児島湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 倉敷市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

倉敷市

ウ 実施場所

倉敷市（水島下水処理場、児島下水処理場、玉島下水処理場及び真備浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 玉野市公共下水道における終末処理場の改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

玉野市

ウ 実施場所

玉野市（玉野浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の

達成に資する。

(5) 児島湖流域下水道の設置及び改築 ((1) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業

イ 実施主体

岡山県

ウ 実施場所

岡山市, 倉敷市, 玉野市, 早島町

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

児島湖の汚濁負荷量の削減のため, 児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ, 児島湖流域別下水道整備総合計画に適合する管渠等の設置及び改築を行うことにより, 児島湖の水質汚濁に係るCOD, 全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(6) 岡山市公共下水道の設置及び改築 ((2) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第2条の2第1項
- ・ 下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道(同号イに該当するものに限る。)の設置及び改築の事業

イ 実施主体

岡山市

ウ 実施場所

岡山市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

児島湾及び児島湖の汚濁負荷量の削減のため, 化学的酸素要求量, 窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画及び児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ, 児島湾海域流域別下水道整備総合計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画に適

合する岡山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、児島湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資するとともに、児島湖の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(7) 倉敷市公共下水道の設置及び改築 ((3) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

倉敷市

ウ 実施場所

倉敷市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸及び児島湖の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画及び児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画に適合する倉敷市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資するとともに、児島湖の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りんの環境基準の達成に資する。

(8) 玉野市公共下水道の設置及び改築 ((4) に該当するものを除く。)

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・公害財特法第2条の2第1項
- ・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

玉野市

ウ 実施場所

玉野市

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湾及び備讃瀬戸の水質汚濁

児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸及び児島湖の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画及び児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画に適合する玉野市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資するとともに、児島湖の水質汚濁に係るCOD並びに全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

(9) 早島町公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

・公害財特法第2条の2第1項

・下水道法第2条第3号に規定する公共下水道及び同条

第4号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の設置及び改築の事業

イ 実施主体

早島町

ウ 実施場所

早島町

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

児島湖の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

児島湖の汚濁負荷量の削減のため、児島湖に係る湖沼水質保全計画を踏まえ、児島湖流域別下水道整備総合計画に適合する早島町の管渠等の設置及び改築を行うことにより、児島湖の水質汚濁に係るCOD、全窒素及び全りん的环境基準の達成に資する。

備後地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

広島県・岡山県

※ 本計画は、備後地域公害防止計画（案）において、その一部（第4章備後地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

備後地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、備後地域公害防止計画において、地方公共団体が福山市及び笠岡市において実施する同項に規定する事業に関する備後地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、備後地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 芦田川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ
- イ 実施主体
広島県
- ウ 実施場所
福山市（芦田川浄化センター）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
河川の水質汚濁
箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

河川及び箕島地先海域及び備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、瀬戸内海における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係るBODの環境基準、箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(2) 福山市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ
- イ 実施主体
福山市

- ウ 実施場所
福山市（松永浄化センター）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、瀬戸内海における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、燧灘海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 笠岡市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

- ア 公害財特法における根拠条項等
公害財特法第2条第3項第1号ハ
- イ 実施主体
笠岡市
- ウ 実施場所
笠岡市（笠岡終末処理場）
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(4) 福山市公共下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）

- ア 公害財特法における根拠条項等
 - ・ 公害財特法第2条の2第1項
 - ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

- イ 実施主体
福山市
- ウ 実施場所
福山市
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、瀬戸内海における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、燧灘海域流域別下水道整備総合計画及び備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する福山市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(5) 笠岡市公共下水道の設置及び改築（(3)に該当するものを除く。）

- ア 公害財特法における根拠条項等
 - ・ 公害財特法第2条の2第1項
 - ・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業
- イ 実施主体
笠岡市
- ウ 実施場所
笠岡市
- エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで
- オ 該当する主要課題
箕島地先海域及び備讃瀬戸の水質汚濁
- カ 該当する主要課題との関係

備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る岡山県水質総量削減計画を踏まえ、備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する笠岡市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、備讃瀬戸の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

広島地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

広島県

※ 本計画は、広島地域公害防止計画（案）において、その一部（第4章広島地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

広島地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和46年法律第70号。以下「公害財特法」という。）第2条の2第1項に基づき、広島地域公害防止計画において、地方公共団体が広島市において実施する同項に規定する事業に関する広島地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、広島地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

（1）太田川流域下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

広島県

ウ 実施場所

広島市（東部浄化センター）

エ 実施期間

平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題

広島湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

広島湾の汚濁負荷量の削減のため、広島湾における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、広島湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、広島湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

（2）広島市公共下水道における終末処理場の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

公害財特法第2条第3項第1号ハ

イ 実施主体

広島市

ウ 実施場所

広島市（千田水資源再生センター、江波水資源再生センター、旭町水資源再生センター及び西部水資源再生センター）

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
広島湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係
広島湾の汚濁負荷量の削減のため、広島湾における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、広島湾流域別下水道整備総合計画に適合する終末処理場の設置及び改築を行うことにより、広島湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

(3) 広島市公共下水道の設置及び改築（(2)に該当するものを除く。）

ア 公害財特法における根拠条項等
・ 公害財特法第2条の2第1項
・ 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体
広島市

ウ 実施場所
広島市

エ 実施期間
平成23年度から平成32年度まで

オ 該当する主要課題
広島湾の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係
広島湾の汚濁負荷量の削減のため、広島湾における広島県の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画を踏まえ、広島湾流域別下水道整備総合計画に適合する広島市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、広島湾の水質汚濁に係るCODの環境基準の達成に資する。

香川地域公害防止対策事業計画（案）

平成24年3月

香川県

※ 本計画は、香川地域公害防止計画（案）において、その一部（第3章香川地域公害防止対策事業計画）として定めるものである。

香川地域公害防止対策事業計画（案）

公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号。以下「公害財特法」という。）第 2 条の 2 第 1 項に基づき、香川地域公害防止計画において、香川県及び坂出市が坂出市において実施する同項に規定する事業に関する香川地域公害防止対策事業計画を以下のとおり定める。

なお、以下に定める事業は、香川地域公害防止計画における主要課題に係る環境基準の達成に資するものとして位置づけるものである。

1 下水道の設置又は改築の事業

(1) 中讃流域下水道（大東川処理区）の改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項
- ・ 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 2 条第 4 号に規定する流域下水道（同号イに該当するものに限る。）の改築の事業

イ 実施主体

香川県

ウ 実施場所

坂出市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

河川及び備讃瀬戸の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

河川及び備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）を踏まえるとともに備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する中讃流域下水道（大東川処理区）の管渠の改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係る BOD の環境基準及び備讃瀬戸の水質汚濁に係る COD の環境基準の達成に資する。

(2) 坂出市公共下水道の設置及び改築

ア 公害財特法における根拠条項等

- ・ 公害財特法第 2 条の 2 第 1 項
- ・ 下水道法第 2 条第 3 号に規定する公共下水道の設置及び改築の事業

イ 実施主体

坂出市

ウ 実施場所

坂出市

エ 実施期間

平成 23 年度から平成 32 年度まで

オ 該当する主要課題

河川及び備讃瀬戸の水質汚濁

カ 該当する主要課題との関係

河川及び備讃瀬戸の汚濁負荷量の削減のため、化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（香川県）を踏まえるとともに備讃瀬戸海域流域別下水道整備総合計画に適合する坂出市の管渠等の設置及び改築を行うことにより、河川の水質汚濁に係る BOD の環境基準及び備讃瀬戸の水質汚濁に係る COD の環境基準の達成に資する。